

採 択

		厚生常任委員会	
令和6年9月19日受理		請 第 23 号	
件 名	独立行政法人福祉医療機構が行う、社会福祉施設等の退職手当共済に係る公費助成の継続について国への意見書提出を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
前 川 收 藤 川 隆 夫 松 田 三 郎 吉 永 和 世			
(要 旨) 令和2年度に国の社会保障審議会福祉部会において、独立行政法人福祉医療機構が行う、社会福祉施設職員等の退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の在り方について、「他の経営主体とのイコールフットINGの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得ることとする。」と示されている。 公費助成の継続が打ち切られると、熊本県の保育所等施設経営者においても、共済掛金負担金の財源が確保できず、ひいては退職手当金の支給ができなくなる施設が発生するとともに、これまで進められてきた職員に対する処遇改善の後退を招き、保育士不足に拍車がかかれば、今よりも一層人材確保が困難になる。 「こどもまんなか熊本」実現の担い手である保育施設職員の公費助成の継続について、国に対し意見書を提出されるよう請願する。 (理 由) ① 保育所・幼保連携型認定こども園に従事する職員の退職手当共済制度（「社会福祉施設職員等退職手当共済法」に基づき実施）は、社会福祉事業に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上を図ることにより、社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。令和6年度においては、保育所・幼保連携型認定こども園に係る退職手当金支給財源については、年額136,500円／人のうち3分の2を公費助成（3分の1は事業主負担）で賄われており、熊本県においては、約7億8千万円を予算化している。この公費助成の在り方を、国においては令和6年度までに結論を得るべく検討されることになっているが、本制度の公費助成が廃止となった場合、現在の公定価格では、これまで積み上げてきた保育士等の処遇改善が維持できなくなり、保育の質はもとより、保育人材の確保がさらに困難になるのは明らかである。 ② 仮に退職共済掛金が事業主負担となった場合、保育所・幼保連携型認定こども園の収入源（公定価格）には、掛金を今まで以上に負担できる余力はない。保育人材確保を現状よりもさらに困難とすることは、人口減少地域だけではなく、全ての地域において、地域の子どもや家庭を支え、ひいては産業を支える保育施設の淘汰を招き、地域の存続に多大な影響を及ぼしかねない。			